

議案第91号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金<u>488,000円</u>を支給する。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金<u>408,000円</u>を支給する。</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>(基礎賦課額の賦課限度額)</p> <p>第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。）は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課額の賦課限度額)</p> <p>第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)</p> <p>第14条の2の7 第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)</p> <p>第14条の2の7 第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額（混合世帯の場合には、これらの規定による後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦</p>

課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する

課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項及び次項において世帯主等という。）について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する

先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額

先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額

が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において給与所得者等の数という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に290,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に535,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は

が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において給与所得者等の数という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は

第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

[3・4 略]

附 則

[1～8 略]

9 令和5年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

10 令和5年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の45に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総

第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

[3・4 同左]

附 則

[1～8 同左]

9 令和4年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

10 令和4年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総

<p>額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>[(3) 略]</p>	<p>額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の32</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>[(3) 同左]</p>
<p>11 <u>令和5年度分</u>の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>[(3) 略]</p>	<p>11 <u>令和4年度分</u>の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の32</u>に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>[(3) 同左]</p>
<p>[削る]</p> <p><u>12</u> <u>令和5年度分</u>の保険料に係る介護納付金</p>	<p><u>12</u> <u>令和4年度分</u>の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p><u>13</u> <u>令和4年度分</u>の保険料に係る介護納付金</p>

<p>賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>[削る]</p> <p><u>13・14</u> [略]</p>	<p>賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>(3) <u>世帯別平等割</u> 介護納付金賦課総額の100分の2に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額</p> <p><u>14・15</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定中保険料に関する部分は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

出産育児一時金の額を改定し、基礎賦課額等の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるとともに、令和5年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定基準等の特例措置を講じるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。